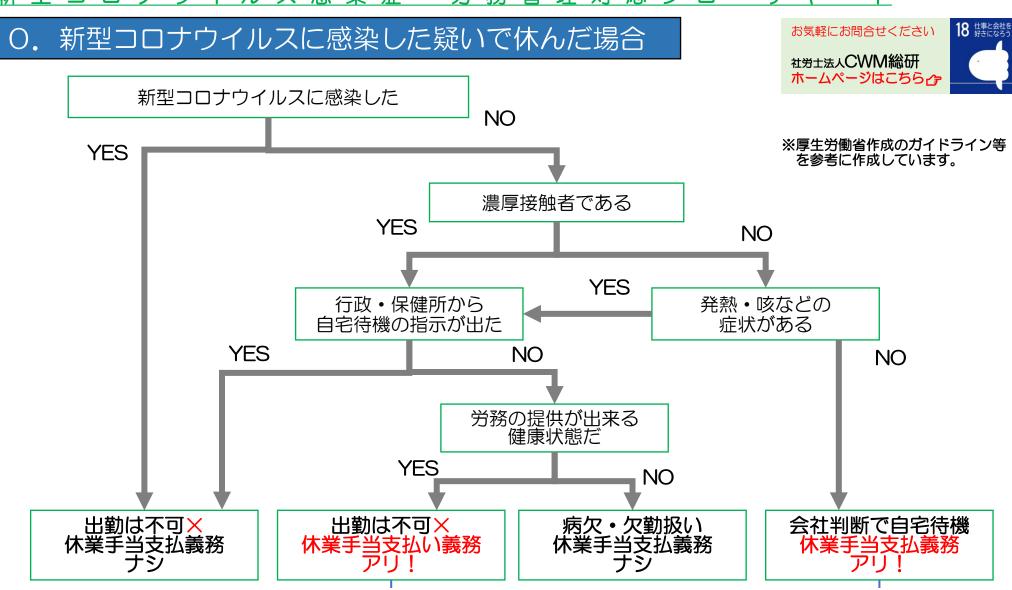
新 型 コ ロ ナ ウ イ ル ス 感 染 症 労 務 管 理 対 応 フ ロ ー チ ャ ー ト



[. 従業員に対する労務対応(休業手当)の検討

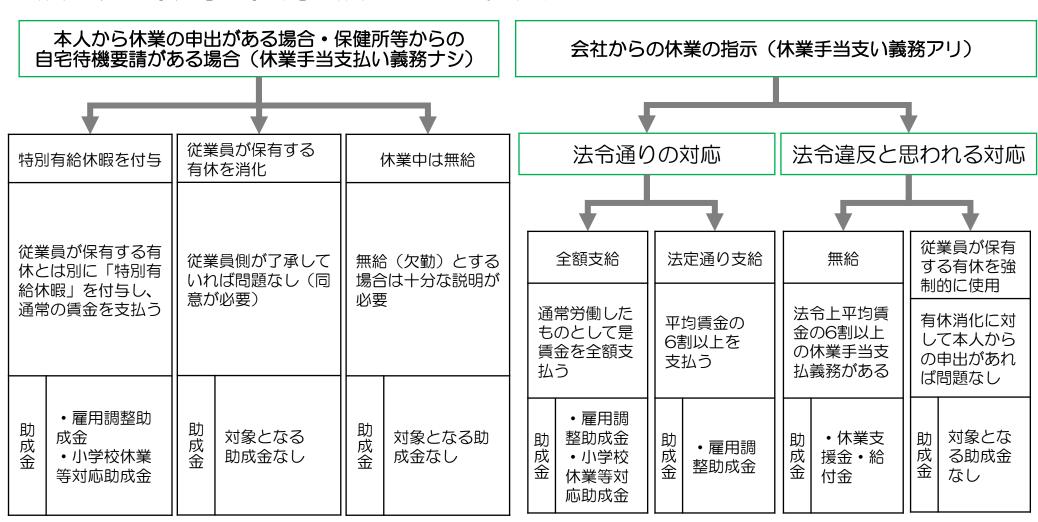
社労士法人CWM総研ホームページはこちらか



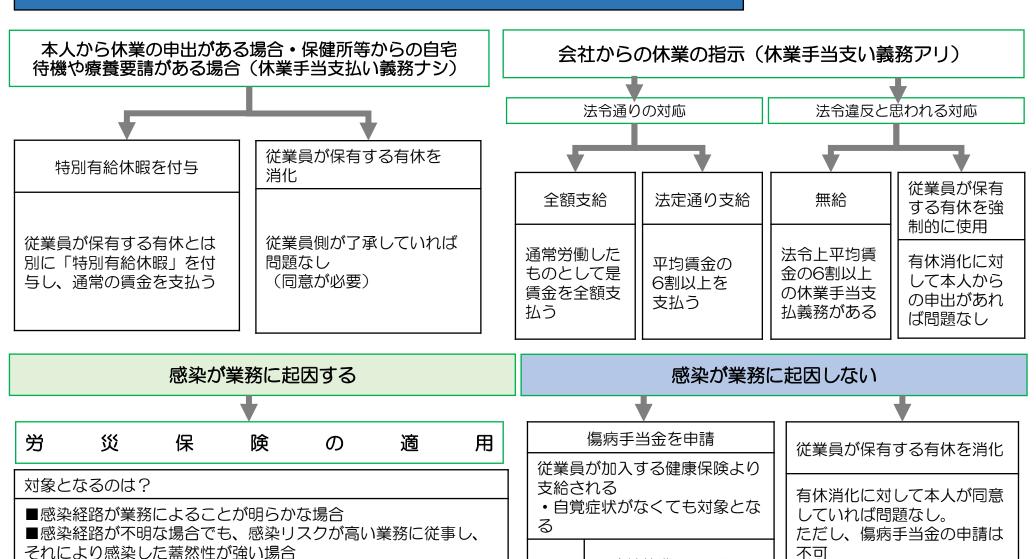
例1:新型コロナウイルス感染防止のため小学校等(中高・幼稚園、放課後児童クラブ含む)が臨時休校となった

例2:本人から濃厚接触者である可能性があると申し出があった など

→休業の申出が『本人』か『会社』で休業手当の支払い義務が決まる



従業員が感染した場合の対応(感染経路は業務上か業務外か?)



目安

連続休業4日目より

準報酬日額の2/3

直近12ヶ月の平均標

お気軽にお問合せください 社労士法人CWM総研

18 仕事と会社を 好きになろう ホームページはこちらつ

*労災保険は、正社員・パート・アルバイトなど雇用形態は関係なく給付が受けられる(休業4日目から)

例① 複数の感染者が確認された労働環境以下での業務

感染したことが明らかな場合を除き、原則対象

例② 顧客等との接近や接触の機会が多い労働環境課の業務

■医師・看護師や介護の業務に従事する方々については業務外で